

10 消費・安全対策交付金

【3,023(2,686)百万円】

対策のポイント

地方の自主性の下、①農畜水産物の安全性の向上、②家畜の伝染性疾病と作物の病害虫の予防及びまん延防止、③食品事故等の対応のためのトレーサビリティの普及、④地域における食育の取組、⑤高病原性鳥インフルエンザの発生予防の強化を進めます。

<背景/課題>

- ・安全な食料を将来にわたって安定的に供給するため、食料供給の各段階を通じて、科学的知見に基づくリスク管理措置等の適切な取組を進める必要があります。
- ・地域の農林水産業や食品流通等の実態に応じ、機動的かつ総合的に実施していくことが大切です。
- ・特に、高病原性鳥インフルエンザの発生を予防するためには、養鶏場等に野鳥やネズミ等の侵入を防止することが重要です。平成22年11月に島根県で高病原性鳥インフルエンザが発生したことから、同病の発生予防を強化する必要があります。

政策目標

- 国産農畜水産物の安全性を向上させるため、特定の有害化学物質・有害微生物の摂取量が許容範囲を超えないよう抑制
- 家畜・養殖水産物の伝染病や農作物の病害虫の発生予防・まん延防止
- 入出荷記録の作成・保存による食品トレーサビリティの推進
- 日本型食生活の実践に取組む割合の向上 27%(平成27年度)
- 養鶏場等における高病原性鳥インフルエンザの発生予防の強化

<主な内容>

1. 食の安全・消費者の信頼確保対策の総合的な推進

2,027(2,686)百万円

都道府県等は、次の各分野について、地域の実態を踏まえて具体的な目標を設定し、その目標を達成するために必要な事業を総合的に実施します。

- (1) 国産農畜水産物の安全性の向上
- (2) 家畜の伝染性疾病・作物の病害虫の予防・まん延防止
- (3) 食品事故等の対応のためのトレーサビリティの普及
- (4) 地域における食育の推進

（ 交付率：定額（10/10、9/10以内、1/2以内、1/3以内）
事業実施主体：都道府県、市町村、農業者団体等 ）

（都道府県等の自主性・独創性）

都道府県等の裁量の下で事業メニューの選択、事業実施地区の採択、地区別の交付金配分、地方が提案する独自の事業メニューの実施が可能です。

（緊急時への機動的な対応）

口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザ等の家畜伝染病の発生時のまん延防止対策、ブルームポックスウイルスやカンキツグリーンング病菌等の緊急防除等に活用します。

2. 高病原性鳥インフルエンザ緊急防疫体制整備

996(0)百万円

平成22年11月の島根県における高病原性鳥インフルエンザの発生を踏まえ、全国規模で同病の発生予防に万全を期すため、養鶏場等における消毒の徹底、野鳥やネズミ等の侵入防止等の自衛防疫活動に必要な防鳥ネット、動力噴霧器等の資材・機材の緊急的な整備を推進します。

（ 交付率：定額（1/2以内）
事業実施主体：都道府県、市町村、農業者団体等 ）

（ お問い合わせ先：
1の事業：消費・安全局総務課 （03-3591-4830（直））
2の事業：消費・安全局動物衛生課 （03-3502-8292（直）） ）